

平成29年度地球環境基金
助成金交付内定通知書

環機地第1号
平成29年3月31日

(特非)VERSTA

理事長 田中 亨 殿

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 福井 光彦



平成29年1月6日付V発第17001号で提出のありました地球環境基金助成金交付要望書の活動については、地球環境基金助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき下記のとおり内定いたしましたので、通知します。

本件助成は、別添の交付要綱に従って実施することとなっておりますので、この内定の内容及び交付要綱の内容について御了解のうえ、交付要綱第6条の規定に基づく助成金交付申請書を平成29年5月12日までにご提出ください。

なお、この内定の内容に同意し難い場合には、文書により要望を取り下げることができます。

記

1. 助成活動名

ブラジル大西洋沿岸林におけるジュサラ椰子 (*Euterpe edulis*) アグロフォレストリー普及支援による再生・保全活動

2. 内定額

2000 千円

3. 助成金の種類

ひろげる助成

4. 内定番号

29-イ-C17

5. 備考（特記事項がない場合には何も記載されません。）

6. 留意事項

次に示すように助成金募集要項、助成金交付要綱及び助成金の手引きにおいて次のように定められた活動内容、対象経費、様式、期日その他の要件を遵守すること。

(1) 対象活動要件

① 分野

活動の分野は、民間の非営利団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動（自然保護・保全・復元、森林保全・緑化、砂漠化防止、環境保全型農業等、地球温暖化防止、循環型社会形成、大気・水・土壌環境保全、総合環境教育、総合環境保全活動、その他の環境保全活動）を助成対象としています。

② 区分

活動の区分は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

- ・イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

※開発途上地域での活動の場合は、対象地域での活動実績を有している必要があります。

※対象活動地域は、日本国内、開発途上地域（復興支援助成については、原則被災地域）。

③ 形態

活動の形態は、以下の4種類に対し幅広く助成を行っています。

- a. 実践
- b. 知識の提供・普及啓
- c. 調査研究
- d. 国際会議

※なお、以下の活動につきましては、助成対象とはなりません。

- 1) 我が国又は相手国の行政機関の施策として行われる活動
- 2) 特定の事業者の事業上の利益のために行われる活動
- 3) 貸付、融資、出資、その他助成金の回収が見込まれる活動
- 4) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる活動
- 5) 地球環境基金以外の国又は国の機関からの補助金、助成金、委託費（NGO連携無償資金協力、NGO事業補助金、JICA草の根技術協力、子どもゆめ基金、日中緑化交流基金など）を受けることとなる活動
- 6) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- 7) 東日本大震災に関連する活動については、活動対象地域以外での活動
- 8) その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動

(2) 法令遵守

- ・ 活動に当たっては、活動国の法令を遵守して活動してください。
- ・ 活動国でNGO登録等許可が必要な活動を行う場合は、許可を取得してください。活動に許可が必要にも関わらず得ていない場合など法令違反が認められる場合は、助成金の交付は行いません。

(3) 助成対象となる期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間